

建設工事成績再評価委員設置要領

(趣 旨)

第1 この要領は、三重県建設工事検査規則に基づき、建設工事成績再評価委員（以下「委員」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員の任務)

第2 委員は、三重県建設工事執行規則に定める工事（建設業法第二条第一項に規定する建設工事並びに測量、調査、設計及び製造）の成績の再評価に関することを審査するものとする。

(委員の定数等)

第3 委員の定数は、3名とする。

2 委員は、建設工事に関する学識経験等を有し、公正中立の立場を堅持できる者に三重県知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、必要と認めるときは、専門の技術者の意見を聞くことができる。

(委員の召集)

第4 工事検査総括監は、必要と認めた場合、委員を召集する。

(再評価の審査)

第5 委員は、再評価の請求があったときは審査を行う。

2 委員は、評価者及び再評価の請求者の意見を求めることができる。

3 委員は、評価者及び再評価の請求者から資料の提出を求めることができる。

4 委員は、審査を終えたときは、その結果を三重県知事に報告するものとする。

(守秘義務)

第6 委員は、委員としての事務を処理する上で知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の庶務)

第7 委員に関する庶務は、県土整備部工事検査担当で行う。

附則 この要領は、平成18年 6月 1日から施行する。

附則 1 この要領は、平成19年 9月 1日から施行する。

2 この要領の施行の際現に改正前の建設工事成績再評価委員会要領第3の2の規定により建設工事成績再評価委員会（以下「旧委員会」という。）

の委員に委嘱されている者は、施行日に、改正後の建設工事成績再評定委員設置条例第3の2の規定により委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第3の3の規定にかかわらず、施行日における旧委員会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

附則 この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成20年12月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。